

処分基準整理票

処分の内容	幼保連携型認定こども園に対する事業の停止又は施設の閉鎖命令		
根拠法令 及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供な推進に関する法律第21条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供な推進に関する法律第21条第1項に掲げる基準		
処分基準 設定年月日	平成18年6月15日	処分基準 最終変更年月日	令和4年6月22日
所管部署	生涯学習部保育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。